

日本観光ホスピタリティ教育学会
2020年度「グループ研究助成制度」募集要項

1. 助成の趣旨

観光ホスピタリティに関する教育研究（調査）及び教育実践に取り組む会員を含む複数メンバーで構成されたグループであり、その取り組みは、今後の観光ホスピタリティ教育の研究・教育活動に資すると判断された場合に、本助成を行う。

対象となる研究や教育実践内容詳細は、本学会会則第2章をご参照ください。

2. 申請グループの資格・条件

- ・本学会会員を含む3名以上の複数メンバーであること。ただし代表者は、本学会会員とする。
- ・本学会会員とは正会員をさし、申請時までには会費滞納がない会員であること。

3. 助成金額と助成期間

- ・助成金額:1研究題目あたり年間20万円を上限とする。

※助成の対象となるのは、研究実施に直接必要と認められる経費に限られます。

- ・助成期間:1年(2020.4.1-2021.3.31)または2年(2020.4.1-2022.3.31)

※2年間の研究助成後の継続助成は認めないが、1年間の研究助成最中に継続を希望する場合は、翌年度の継続助成申請をすることができる。ただし、事務局へ提出する継続申請書の審査において認められた場合のみ対象とする。

4. 申請方法と採用

- ①助成を希望するグループは、所定の「新規申請書」書式1-3全てに必要事項を記載し、事務局へ郵送またはメール添付で提出ください。
- ②採用の可否は、申請書の内容に基づき新規事業検討委員会ならびに理事会で厳正かつ公平に審査し、2020年3月に決定し、文章またはメールにて通知します。
- ③選考理由については公表しません。

5. 採択グループの義務

- ①採択されたグループは、研究計画に沿って適正に研究費を使用してください。
- ②採択されたグループは、本学会会則第2章にあるように研究成果の発信・還元に取り組んでください。
- ③研究成果は、本学会機関誌での研究報告(2年間の助成であっても単年度ごとの報告は義務)と本学会での発表(研究終了年度から1年以内を義務)の2点を義務とします。
- ④研究費の適切な執行や成果報告の義務が守られなかった場合は、助成金を返還していただきます。

6. 交付方法

- ・年度始めの2020年4月を予定します。
- ・助成金の交付は個人名義、又は団体名義となります。所属機関における助成金受け入れに関する規則がある場合は事務局までご相談ください。

7. 申請提出書類・締め切りと申請先

- ・本学会HPより「新規申請書類」様式1-3をダウンロードしてください。
- ・新規申請書類の書式1-3の全てを揃え、下記期間中に原本郵送またはメールでのデータ添付のどちらかの方法にて事務局まで提出してください。
- ・メールにて提出の場合は、件名に【JSTHE 2020年度研究助成制度応募書類】と記載ください。

申請書受付期間: 2019年12月16日(月)～2020年1月31日(金) 必着

〒004-8602 札幌市清田区清田4条1丁目4-1 札幌国際大学人文学部内

日本観光ホスピタリティ教育学会 新規事業担当理事 千葉里美

TEL 011-881-8844(代表)

E-mail s-chiba@ts.siu.ac.jp

8. 日本観光ホスピタリティ教育学会HP

<http://jsthe.org/> を参照ください。

<主な役員>

会長 小畑 力人(神戸山手大学)

副会長 穴戸 学(日本大学) / 橋本 俊哉(立教大学)

以上